

内閣直屬の訓練所を設置するの件については企畫院を中心立案中であつたが、昭和十七年六月二十七日閣議に於いて正式決定を見、左の如く發表せられた。

大東亞地域に配置すべき者の鍊成  
機關整備に關する件

(情報局發表)

南方諸地域の占領に伴ひこれが統治に必要な人員を今後相當多數現地に派遣するの要あり、これ等派遣者に對しては豫め國家使命を達成するに必要な人格鍊成並に南方の特殊環境に適應すべき各般の豫備的修鍊を加へ、計畫的に配置すべき必要大なりと認め、今日の閣議において政府は内閣に鍊成機關を特設すると共に大東亞各地域關係並に民間の各種鍊成機關の調整連絡を圖る方途を決定した。

内閣鍊成機關の構成は三部に分ちてそれら官吏並に民間會社關係者、大學、専門學校新規卒業業者及び中等學校新規卒業業者を收容する豫定であると共に、從來政府監督下にあつた特定の鍊成機關はこれを本機關に吸収整備する方針である。

なほ一般渡航者及び農業關係者の鍊成機關はそれぞれ關係省所管の下に既存のものを利用し或は必要なる民間鍊成機構を整備し目的の達成を圖らんとするものである。

南方建設に挺身すべき人員の派遣については雑多な住民の間に伍してこれを指導し、瘴癘炎熱の自然を相手にするのであるから指導國民として高邁なる心構へと南方特殊事情に對する十分の認識を要することは勿論でこれが爲めの訓練を必要とするが、戦前オランダ

等もこの點に關しては相當の施設を有し、熱帯衛生、熱帯土木等をはじめ宗教、民俗等まで特殊の教育訓練を行つてゐた。大東亞戦争以來南方建設の急務たるに鑑みてかゝる訓練機關については官民ともに考慮し各種の企畫がなされてゐたが政府は國策の見地から同問題を重視し今回の決定となつたものである。なほ同訓練所の名稱については與南鍊成所等が考慮されてをり既存のこの種機關として拓南塾及び大鵬寮が同所に吸収され相當な規模のものとなる模様である。

昭和十七年度國民動員實施計畫の決定

大東亞戦下の昭和十七年度國民動員實施計畫について政府は企畫院を中心にその成案を急いでみたが、昭和十七年五月二十六日閣議において正式決定を見、同日企畫院總裁談を以て次の如く發表せられた。

昭和十七年度國民動員實施計畫に就て

(昭和十七年五月二十六日)  
企畫院總裁談

昭和十七年度國民動員實施計畫に就ては大東亞戦争勃發の新段階に即應し戦争遂行力の急速なる増強を目的とし將來に互る國民職業の再編成を考慮し昭和十七年度の物資動員計畫及生産擴充計畫等と照應して總動員計畫の一環とし之を立案し本日の閣議に於て之が決定を見るに至つた次第である。

我が國の勞務事情を概観するに支那事變以來其供給は漸次逼迫し來つたのであるが、獨蘇開戦を契機として之に對處する軍需の充足並に其他生産の増強に伴ひ勞務需要の急激なる増加を招來し之が充足の爲め各般の工夫を必要とするに至つたのである。

仍つて政府に於ては既に昨年度より勞務動員の強化を圖り之が實施の爲國民登録制の期的擴充、國民徵用令の改正を爲すの外勞務調整令、國民勤勞報國協力令及重要事業場勞務管理令を制定實施する等各般の施策を講じて來たのである。然るに大東亞戦争の進展に伴ひ今や廣大なる地域に互る作戦及建設の歴史的大事業を完遂せんが爲には之が要員は多々益辨することとなり其數の上でも將又能率の上にも國民總力發揮の要は愈々緊切なるものがある。

昭和十七年度の國民動員實施計畫は大東亞戦争完遂を根軸とする敍上の國家要請に應ずる各種要員を充足し特に重要業務に於ける勞務の充足並に勤勞能率の最高度發揮を圖る事を根本方針として策定したのであつて其の要領は左の如くである。

一、計畫の對象たる業務の範圍を擴大すると共に要員に於ては一般勞務者の外事務職員及公務要員を加ふることとし勞務動員の名稱を本年度より國民動員と改めたること

二、軍需の充足並に輸送の確保に重點を置き且戰時國民生活の確保安定を圖る爲主要食糧其他他生活必需物資の生産確保に必要な要員充足に努めたること

從つて軍需、生産擴充計畫産業等の勞務の充足と農業勞務の確保との調節に付て特別な考慮を拂ひたること

三、供給源の現状に鑑み努めて需要を壓縮し生産能率の増進を期したること

四、勞務配置の重點化を徹底することとし之が爲各種重要産業中より重要工場事業場を選定し之等に付具

體的なる勞務實施計畫を設定し勞務の優先的充足を行ふこととなしたること

五、中小商工業者よりの職業轉換者は企業整備の促進に伴ひ之が活用に遺憾なきを期せること

六、女子に付ては未婚女子を主たる對象として之が動員を強化し特に事務職員及公務員に在りては出来る限り女子を以て男子に代替せしむること

七、新規國民學校修了者及新規中等學校卒業者の給源を確保する爲不急と認めらるゝ學校殊に所謂各種學校等に對し之が制限又は收容定員の抑制等の措置を講ずること

八、滿洲開拓民、滿洲開拓青少年義勇軍に付ては滿洲開拓第二期五ヶ年計畫に基き實行可能な限度に於て努めて供出を圖ること

九、南方占領地に於ける要員は原則として現地調達とし必要な指導者の送出に付考慮すること

一〇、朝鮮人勞務者に付ては皇民精神の勃興に伴ひ之が移入増加を行ふこと

更に豫め推定し得る臨時的又は季節的の要員に付ては其の給源を一般國民と學生生徒に區分して計畫し之が需給の調整は主として國民勤勞報國協力令の活用にあつたこととしたのである。

要するに本年度國民動員實施計畫は需要の尨大なるに拘らず供給力に一定の限界存するが爲各の部面に於ても前年度より數的には相當の減少となつた。従つて需要者側に於ては勞務管理其の他各般の工夫を遂げ能率發揮により其の要員の節減を圖り以て生産又は業務の實效を擧ぐべく努めなければならぬ。即ち業務の管理方法、生産技術の改善竝に勤勞態勢の刷新等凡

ゆる方面に互り工夫を凝らし業務能率の向上、生産能率の増進に向つて邁進し要員の數的不足を補填して國家の總力發揮に邁進せられたるのである。

大東亞建設の爲には内地を初め外地滿支其の他の大東亞地域に於ける要員は益、多きを加ふるは必至であるから既定方針に基き國內に於ける職業再編成の促進を圖るは勿論大東亞に於ける他民族の協力方法に就ても目下考慮を加へつゝあるが國民各位に於かれては大東亞戰爭完遂の堅き決意の下に政府と一體此の國家的要請に應じ益、勤勞奉公の誠を盡されんことを切望する次第である。

### 工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置の閣議決定

産業立地並に人口配置の適正化を目標として昭和十五年九月閣議決定を見た國土計畫要綱は爾來企畫院を中心としてその具體化に努められてゐるが、當面の急に對處する暫定措置をして昭和十七年六月二日の閣議は工業規制地域及び工業建設地域に關する措置方策について正式決定するに到つた。企畫院總裁談を以て發表せられたる措置要領並に同日官報を以て告示せられた右工場規制地域に關する内務省告示、及び之に關する内務省當局談を掲ぐれば左の如くである。

#### 工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置

(昭和十七年六月二日企畫院總裁談)

本日の閣議に於て決定を見た工業規制地域及工業建設地域に關する暫定措置は國土計畫的見地に基き内地

に於て工業及人口が過度に集中を來して居る四大工業地域に對して工場の新設又は増設の規制を行ふと共に内地に於て差當り急速に生産力擴充を必要とする業種に付工業建設候補地を定め、此等の地域に對して立地條件の整備を圖り以て内地に於ける産業の合理的なる進展に資せんとするものである。

本來斯くの如き措置實施に付ては國土計畫及地方計畫に關する基礎法規の整備を必要とするは勿論であつて目下之が研究立案中なるが、四大工業地域及其の近傍に於ける現状以上の工場の集中は都市生活の弊害を増大し空襲に對する防衛を一層困難ならしむるに至るのみならず又生産擴充其のものを却て非能率的ならしむる惧ある等事態緊急を要するに鑑み國土計畫及地方計畫の豫備的暫定措置として實施することと致す次第である。

工業規制地域に關する暫定措置の要領に付き述べれば、先づ工業規制を行はんとする地域は四大工業地域即ち東京、横濱を中心とする地方、名古屋を中心とする地方、京都、大阪、神戸を中心とする地方、下關、北九州五市を中心とする地方であつて其の範圍は防空法第五條の五第一項の規定に依り内務大臣の指定する區域である。

工業規制地域内に於ける工場の新設又は増設は次の場合であつて防空上支障なき場合の外は原則として認めない方針である。

(一) 金屬工業・機械器具工業又は軍需充足上必要な化學工業にして、既存設備の能率的利用を爲さしむる爲特に擴充を爲す必要がある場合若は既設の企業と分離して規制地域外に立地することが當面の軍